

条	改定前	条	改定後																																
	【個人情報の取扱いに関する規約】		【個人情報の取扱いに関する規約】																																
第6条	<p>(個人信用情報機関への提供・登録・利用の同意)</p> <p>(1)会員等は、①銀行および保証会社が、銀行および保証会社の加盟する個人信用情報機関(以下「加盟先機関」といいます。)に下記の「登録情報」に記載の個人情報を提供し、加盟先機関に当該個人情報が下記の「登録期間」記載の期間、登録されること、②加盟先機関が、その加盟会員および加盟先機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)の加盟会員にデータ送信等の方法により当該個人情報を提供すること、③上記②において提供した当該個人情報が返済または支払能力の調査目的のみに利用(但し、全国銀行個人信用情報センターの情報(但し、返済能力に関する情報を除きます。返済能力に関する情報は、銀行法施行規則第13条の6の6等に基づき、返済能力の調査の目的に限られます。))に限り、転居先の調査目的にも利用します。以下同じ。)されること、ならびに④加盟先機関および提携先機関に会員等の個人情報が登録されている場合に、銀行および保証会社が当該個人情報の提供を受け、会員等の返済または支払能力の調査目的のみに利用することに同意します。</p> <p>(2)(省略)</p>	第6条	<p>(個人信用情報機関への提供・登録・利用の同意)</p> <p>(1)会員等は、①銀行および保証会社が、銀行および保証会社の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。以下「加盟先機関」といいます。)に下記の「登録情報」に記載の個人情報を提供し、加盟先機関に当該個人情報が下記の「登録期間」記載の期間、登録されること、②加盟先機関が、その加盟会員および加盟先機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)の加盟会員にデータ送信等の方法により当該個人情報を提供すること、③上記②において提供した当該個人情報が返済または支払能力の調査目的のみに利用(但し、全国銀行個人信用情報センターの情報(但し、返済能力に関する情報を除きます。返済能力に関する情報は、銀行法施行規則第13条の6の6等に基づき、返済能力の調査の目的に限られます。))に限り、転居先の調査目的にも利用します。以下同じ。)されること、ならびに④加盟先機関および提携先機関に会員等の個人情報が登録されている場合に、銀行および保証会社が当該個人情報の提供を受け、会員等の返済または支払能力の調査目的のみに利用することに同意します。</p> <p>(2)(省略)</p>																																
第7条	<p>(銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関)</p> <p>銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人信用情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>個人信用情報機関名・主な加盟会員</th> <th>住所・電話番号・ホームページアドレス</th> <th>銀行</th> <th>保証会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国銀行個人信用情報センター</td> <td>〒100-8216 東京都千代田区丸の内 <u>1-3-1</u> TEL:03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 TEL:0570-055-955 http://www.jicc.co.jp/</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>株式会社シー・アイ・シー (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 http://www.cic.co.jp/</td> <td>△</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	個人信用情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	銀行	保証会社	全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 <u>1-3-1</u> TEL:03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	○	△	株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 TEL:0570-055-955 http://www.jicc.co.jp/	○	○	株式会社シー・アイ・シー (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 http://www.cic.co.jp/	△	○	第7条	<p>(銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関)</p> <p>銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人信用情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>個人信用情報機関名・主な加盟会員</th> <th>住所・電話番号・ホームページアドレス</th> <th>銀行</th> <th>保証会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国銀行個人信用情報センター</td> <td>〒100-8216 東京都千代田区丸の内 <u>2-5-1</u> TEL:03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 TEL:0570-055-955 http://www.jicc.co.jp/</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 http://www.cic.co.jp/</td> <td>△</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	個人信用情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	銀行	保証会社	全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 <u>2-5-1</u> TEL:03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	○	△	株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 TEL:0570-055-955 http://www.jicc.co.jp/	○	○	株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、 割賦販売法 に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 http://www.cic.co.jp/	△	○
個人信用情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	銀行	保証会社																																
全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 <u>1-3-1</u> TEL:03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	○	△																																
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 TEL:0570-055-955 http://www.jicc.co.jp/	○	○																																
株式会社シー・アイ・シー (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 http://www.cic.co.jp/	△	○																																
個人信用情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	銀行	保証会社																																
全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 <u>2-5-1</u> TEL:03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	○	△																																
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 TEL:0570-055-955 http://www.jicc.co.jp/	○	○																																
株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、 割賦販売法 に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 http://www.cic.co.jp/	△	○																																
	<p>■個人情報の取扱いに関する窓口</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)新生フィナンシャル株式会社 お客様相談室(個人情報担当) TEL:0120-019-208 (受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く) ホームページ http://shinseifinancial.co.jp</p> <p>●個人情報保護管理者 コーポレートスタッフ部門長</p> <p>■個人情報取扱事業者 株式会社新生銀行 新生フィナンシャル株式会社</p>		<p>■個人情報の取扱いに関する窓口</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)新生フィナンシャル株式会社 お客様相談室(個人情報担当) TEL:0120-019-208 (受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く) ホームページ http://shinseifinancial.co.jp</p> <p>●個人情報保護管理者 総務・法務コンプライアンス部門長</p> <p>■個人情報取扱事業者 株式会社新生銀行 新生フィナンシャル株式会社</p>																																
	2017年2月16日改正		2018年1月4日改定																																
	登録No.10341 17.02		登録No.10341 18.01																																

条	改定前	条	改定後
	【カードローンの取扱いに関する規約】 (一般規約)		【カードローンの取扱いに関する規約】 (一般規約)
第1条	(会員) (1)会員とは、本契約の申込みに際して、銀行および保証会社の「個人情報の取扱いに関する規約」にあらかじめ同意し、本契約の内容および条件ならびに本規約記載の内容を承認のうえ、銀行に対して本契約の申込み(電磁的方法による申込みを含みます。以下同じ。)をし、銀行が同申込みを承認(電磁的方法による承認を含みます。以下同じ。)した方とします。 本契約の内容および条件は、申込方法に応じて、以下に記載されます。 ①郵送により本契約の申込みを行う場合 「基本契約兼保証委託契約事前説明書(スマートカードローン プラス)」「新生銀行スマートカードローン プラスお申込に際しての重要事項に関する説明書」 ②WEBにより本契約の申込みを行う場合 画面上に表示される「Web契約内容」 (2)～(3)(省略)	第1条	(会員) (1)会員とは、本契約の申込みに際して、銀行および保証会社の「個人情報の取扱いに関する規約」にあらかじめ同意し、本契約の内容および条件ならびに本規約記載の内容を承認のうえ、銀行に対して本契約の申込み(電磁的方法による申込みを含みます。以下同じ。)をし、銀行が同申込みを承認(電磁的方法による承認を含みます。以下同じ。)した方とします。 本契約の内容および条件は、申込方法に応じて、以下に記載されます。 ①電話および郵送により本契約の申込みを行う場合 「基本契約兼保証委託契約事前説明書(スマートカードローン プラス)」「新生銀行スマートカードローン プラスお申込に際しての重要事項に関する説明書」 ②WEBにより本契約の申込みを行う場合 画面上に表示される「Web契約内容」 (2)～(3)(省略)
第2条	(カードおよびIDの発行と取扱い) (1)銀行は、本契約が成立した後、本取引に使用するため、会員1名に1枚以上(カードの枚数は銀行が定めるところにより決定します。)のカード(以下「カード」といいます。)を発行し、貸与するとともに、銀行が指定する会員識別番号等(以下「ID」といいます。)を付与するものとします。但し、銀行の判断でIDを付与するのみの場合もあります。 (2)～(4)(省略)	第2条	(カードおよびIDの発行と取扱い) (1)銀行は、本契約が成立した後、本取引に使用するため、会員1名に1枚以上(カードの枚数は銀行が定めるところにより決定します。)のカード(以下「カード」といいます。)を発行し、貸与するとともに、銀行が指定する会員識別番号等(以下「ID」といいます。)を付与するものとします。但し、銀行の判断でIDを付与するのみの場合もあります。 (2)～(4)(省略)
第17条	(電子媒体利用に関する同意) (1)～(3)(省略) (4)会員は、銀行が、本条(1)の会員の同意に基づいて会員に提供する書面および通知(以下あわせて「電子交付書面」といいます。)の記載事項を、銀行が指定するホームページ等に記録されたファイル(以下「閲覧ファイル」といいます。)を会員の閲覧に供する方法によって会員に提供している場合に、保証会社が残債務について保証債務を履行し、閲覧ファイルを閲覧できなくなるときには、本条(1)に基づく会員の同意にかかわらず、銀行が、電子交付書面の記載事項を会員に対しすべて書面により交付し、閲覧ファイルを全て消去することに同意します。また、会員は、会員が郵送または電話により本契約事項の変更をした場合に銀行から提供される書面および通知は、本条(1)に基づく同意の対象外となり、書面により交付されることに同意します。	第17条	(電子媒体利用に関する同意) (1)～(3)(省略) (4)会員は、本契約に関する債務にかかる保証会社による保証履行が行われた場合は、本条に基づき電子媒体を利用して提供された書面および通知等(以下「電子書面等」といいます。)を消去することを、銀行および保証会社に対し、本契約の成立をもって予め指図したものとします。また、この場合、銀行所定のホームページおよび電子書面等が閲覧できなくなるほか、各種取引を行うことができなくなります。会員が銀行および保証会社所定の方法によりかかる指図を撤回する場合には、それまでに提供された電子書面等について、書面による交付を受けるものとします。銀行が別途指定する期間までに会員から申出がない場合には、会員がかかる撤回を行わなかったものとして取扱います。
	2017年2月16日改正		2018年1月4日改定
	(カードローン規約)		(カードローン規約)
第1条	(借入方法) (1)～(3)(省略) (4)借入れにあたり、銀行が法令に基づく書類の提出または情報の提供を要請したにもかかわらず、会員が銀行が要請した期間内にこれに応じない場合は、銀行の判断で、本契約を解除することがあります。なお、解除時に残債務がある場合は、銀行が特に認めた場合を除き、債務全額を一括して支払うものとします。	第1条	(借入方法) (1)～(3)(省略) (4)借入れにあたり、銀行が法令に基づく書類の提出または情報の提供を要請したにもかかわらず、会員が銀行に要請した期間内にこれに応じない場合は、銀行の判断で、本契約を解除することがあります。なお、解除時に残債務がある場合は、銀行が特に認めた場合を除き、債務全額を一括して支払うものとします。
第5条	(返済方法および返済場所) 会員は、以下のいずれかの返済方法および返済場所で大規約に基づく貸付の返済をするものとします。銀行は、会員から返済がなされた場合は、返済に係る書面の交付を行います。 ①指定ATM等への現金投入による返済、②会員の指定する会員名義の預金口座からの自動振替、③指定金融機関の口座への振込、④指定の入金取扱機関への現金の持参	第5条	(返済方法および返済場所) 会員は、以下のいずれかの返済方法および返済場所で大規約に基づく貸付の返済をするものとします。 ①指定ATM等への現金投入による返済、②会員の指定する会員名義の預金口座からの自動振替、③指定金融機関の口座への振込、④指定の入金取扱機関への現金の持参 なお、銀行は、会員から返済がなされた場合、返済に係る書面の交付を行います(②および③は、会員から請求があった場合に限りません)。
	2017年2月16日改正		2018年1月4日改定
	登録No.10342 17.02		登録No.10342 18.01